

(第51期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第 51 期 報 告 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

事		業		報		告
連	結	貸	借	対	照	表
連	結	損	益	計	算	書
連	結	株	主	資	本	等
				変	動	計
				算		書
貸		借		対	照	表
損		益		計	算	書
株	主	資	本	等	変	動
				計	算	書
会	計	監	査	人	の	監
				査	報	告
				書		膳
監	査	役	会	の	監	査
				報	告	書
						膳
						本

株式会社 セゾン情報システムズ

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益がほぼ横ばいながらも、海外経済の減速や米中貿易摩擦を要因とした先行き不透明な状況で推移いたしました。また、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、世界経済全体の急速な収縮が懸念される等、先行きに対する不透明感は一層大きなものとなっております。

当社グループが属する情報サービス業界は、既存システムの更新・刷新や生産性向上及び情報セキュリティ対策等を目的としたデジタル化への需要を背景に引き続き堅調に推移しました。「AI」、「IoT」、「ビッグデータ」、「RPA (Robotic Process Automation)」、「ブロックチェーン」、「クラウド」等ITイノベーションによるDX (デジタルトランスフォーメーション) が進展し、新たな期待・需要が高まるとともに、クラウドに代表されるサービス型ビジネスへの転換が進んでおります。それに伴いIT技術者の需要は更に加速し、人材不足及び高コスト化等、重要な事業リソースに係る課題も重要性を増しており、最新テクノロジーやITイノベーションに対応できる優秀な技術者の育成及び確保が重要な経営課題となっております。

このような経営環境のもと当社グループは、システム開発、データセンターを活用した情報処理サービス、「HULFT (ハルフト)」製品群を中心としたパッケージ製品販売及びサポートサービス等、これまで提供してまいりました既存領域の徹底した生産性向上による収益性向上を図っております。同時に、パッケージ製品のサービスビジネス化や更なるグローバル展開、最新テクノロジー (「AI」、「IoT」、「ビッグデータ」、「RPA」、「ブロックチェーン」、「クラウド」等) の研究開発及び活用、更に全社的な技術戦略及び事業戦略を推進する人材の育成等に注力しております。

また、当社では新しいお客様に対しサービスやこれまでの経験とノウハウを展開するとともに、既存のお客様に対し新しい技術を適用したサービスを提供すること

で、更なる事業成長を目指しております。成長の主軸に位置付けているリンケージサービスは、当社の強みである「HULFT」「DataSpider」を活用し、有力SaaSの導入と関連システム間のデータ連携を端緒として、お客様のデータ連携基盤や統合データ分析基盤の設計・構築にまで、順調にサービス範囲を深化・拡大しております。新たにリンケージサービスとして提供を開始した「モダンファイナンスサービス」は、自社導入もしており、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う在宅勤務実施に際して、当社における財務経理業務の在宅勤務実現と業務効率化へ大きく貢献しております。加えて、仕事改革と生産性向上、教育研修制度の充実、組織横断コミュニケーションの充実等の取り組みや、ESG（環境・社会・ガバナンス）に関連する社会貢献活動も継続しております。

なお、流通ITサービス事業の汎用サーバー基盤提供サービスについて収益性の低下が見込まれたことから、当該サービスを終了する事業整理を決定しております。このため、整理費用として2,070百万円を特別損失として計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は当初予想を下回ることとなりました。

一方、「HULFT」「DataSpider」等のライセンス販売やサポートサービスが好調であったことから、営業利益及び経常利益は予想を上回っております。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は23,560百万円（前連結会計年度比0.3%減）、営業利益は3,449百万円（同47.9%増）、経常利益は3,488百万円（同48.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,099百万円（同46.0%減）となりました。また、当社は2019年4月1日付で株式会社アプレzzoを吸収合併しております。

当連結会計年度におけるセグメント別の業績は次のとおりであります。以下、セグメント間取引については相殺消去しておりません。

（Fintechプラットフォーム事業）

売上面においては、既存領域におけるシステム開発案件の大幅減少等により、当連結会計年度のFintechプラットフォーム事業の売上高は10,034百万円（前連結会計年度比12.2%減）となりました。

利益面においては、前述の既存領域におけるシステム開発案件の減少等により、当連結会計年度の営業利益は1,291百万円（同26.6%減）となりました。

（流通ＩＴサービス事業）

本事業は、システム開発中心からサービス提供中心へ事業モデル転換が順調に進み、売上面においては、既存領域において消費税増税対応の案件が一時的に増加したこと及びリンクージュサービス案件が増加したこと等により、当連結会計年度の流通ＩＴサービス事業の売上高は5,000百万円（同9.6%増）となりました。

利益面においては、既存領域案件の生産性が改善したこと等により、当連結会計年度の営業利益は371百万円（同242.5%増）となりました。

（ＨＵＬＦＴ事業）

国内におけるデータ連携のデファクトスタンダードである当社の主力製品「ＨＵＬＦＴ」の累計出荷本数は、前連結会計年度末から約8,900本増加し約213,900本となり、導入社数は前連結会計年度末から約450社増加し10,100社を超えました。

売上面においては、「ＨＵＬＦＴ」「DataSpider」等のライセンス販売が大幅に増加したことやサポートサービスが拡大したこと等により、当連結会計年度のＨＵＬＦＴ事業の売上高は8,579百万円（同12.0%増）となりました。

利益面においては、売上高の増加が大きく寄与し、当連結会計年度の営業利益は2,344百万円（同51.7%増）となりました。

セグメント別売上高（連結）

区 分	第50期 (2018年4月から 2019年3月まで)	第51期 (2019年4月から 2020年3月まで)	増減率
Fintechプラットフォーム事業	11,432百万円	10,034百万円	△12.2%
流通ITサービス事業	4,564	5,000	9.6
H U L F T 事業	7,662	8,579	12.0
合 計	23,658	23,614	△0.2
調 整 額	△16	△53	－
連結損益計算書計上額	23,641	23,560	△0.3

（注）調整額は、セグメント間の振替高及びセグメント間取引の相殺消去であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1,833百万円であり、その主なものは、汎用サーバー基盤提供サービス追加投資及び「H U L F T」等の販売用ソフトウェアの開発であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

当社は、2019年4月1日付で株式会社アプレッソを吸収合併しております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第48期 (2017年3月期)	第49期 (2018年3月期)	第50期 (2019年3月期)	第51期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高(百万円)	31,024	30,393	23,641	23,560
経常利益(百万円)	3,177	4,341	2,345	3,488
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	2,366	4,315	2,034	1,099
1株当たり 当期純利益 (円)	146.10	266.42	125.56	67.85
総資産(百万円)	22,283	20,945	20,640	19,577
純資産(百万円)	7,446	11,527	13,084	12,822

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数で算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第48期 (2017年3月期)	第49期 (2018年3月期)	第50期 (2019年3月期)	第51期 (当事業年度) (2020年3月期)
売上高(百万円)	27,948	28,238	23,582	23,502
経常利益(百万円)	4,080	4,527	3,209	4,042
当期純利益(百万円)	3,399	4,718	2,273	772
1株当たり 当期純利益 (円)	209.85	291.26	140.35	47.69
総資産(百万円)	22,315	21,727	21,277	19,587
純資産(百万円)	7,629	11,867	13,439	12,958

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数で算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
世存信息技术（上海）有限公司	500百万円	100%	システム受託開発、パッケージ販売
HULFT P t e . L t d .	100万 シンガポールドル	100%	パッケージソフトウェア販売
H U L F T , I n c .	2,150万 米ドル	100%	パッケージソフトウェア開発・販売

(4) 対処すべき課題

2020年1月に発生が広く認識され、以降拡大を続けている新型コロナウイルス感染症がもたらしている、外部環境の急激な変化に適切に対応することが足元の課題であります。しかしながら、当社の中期経営計画に則った働き方改革等により、在宅勤務への対応をスムーズに実施し事業継続できていること等に鑑み、中期的視点を持った課題への対応は、様々な環境変化に耐えられる企業基盤を構築し得るものだったととらえており、2019年3月期を初年度として策定した3ヵ年の中期経営計画を着実に遂行することが引き続き重要であるとの認識に至っております。

当中期経営計画におきましては、既存事業の徹底した生産性向上によって収益性の向上を実現するとともに、新たな市場・顧客へより収益性の高い事業を展開して、更なる事業の成長を目指しております。なお、2021年3月期におきましては、Fintechプラットフォーム事業を、金融・カードシステム分野における専門性を高め、お客様への一層の深耕を図るためフィナンシャルITサービス事業へと変更し、また、流通ITサービス事業は、お客様の業務システム間のデータ連携サービスをリンケージ事業として分離独立させております。以上の事業セグメントの変更を踏まえて、対処すべき課題にあたる主な戦略及び施策は以下のとおりです。

① New Businessの創出

当社の強みである「つなぐ」技術をキーにした新技術・新市場への製品・サービス創出をテーマに掲げ、リンケージビジネスを推進してまいりました。その結果、当社事業の柱として確立するに至り、リソース配分を高めること等により一層の成長を図ります。また、リンケージビジネス、HULFT製品及びクラウド技術の活用を通じた、iPaaS(integration Platform as a Service)をはじめとした新たなサービスの構築に取り組んでまいります。

② HULFT事業の成長加速

新規及び既存製品について計画に則ってリリースを行い、製品力の強みを維持拡大するとともに、ブランド力の強化と訴求を通じてホワイトスペースの獲得に一層注力してまいります。また、全事業部門において、様々なデータ連携、開発でHULFT製品群を活用したデータ連携サービス等の事業を拡大し、海外事業においては、製造業を共通ターゲットに製品サービス売上の確保に努めてまいります。

③ 新技術への対応と開発力強化

テクノロジーセンターによる先行R&Dと開発標準化を図るとともに、注力分野での実案件創出に取組み、新しい発想のサービスモデル提案活動を活性化させ事業化するプロセスの整備に取り組んでまいります。また、品質及びセキュリティ向上に注力するとともに、各プロジェクトを可視化させるフレームを強化・効率化のうえ、プロジェクトマネジメント力を強化する取組みを再度実施いたします。

また、開発技術の習得に加え、利用者の使いやすさをUI(User Interface)及びUX(User Experience)の追求により実現するとともに、クラウドサービス等インフラ活用のための新技術獲得に注力してまいります。

④ 事業活動品質の向上

仕事改革と生産性の向上及びバイモーダルな組織風土への自己変革というテーマで2年間取り組んでまいりました。これにより働き方改革が進展し、いつでもどこでも働くことができる環境を実現するに至りました。次の段階として、テレワーク、モバイルワークを前提とする業務プロセスの構築、それを支えるシステムの刷新及び従来のような対面での業務を行わずとも仕事の進捗や効果を把握できるKPIモニタリングを充実させる等により、より高い事業活動品質の実現に取り組んでまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は、上期を中心に受注活動に影響し、下期にも影響が残るものの正常化が進む想定であります。フィナンシャルITサービス事業と流通ITサービス事業は、ともに新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け、減収減益となる見込みです。また、フィナンシャルITサービス事業は、一昨年に完了した大型開発案件以降、お客様のシステム開発投資が減少傾向にあると見込んでおり、今後のプラス成長を見通すことが難しい状況にあります。HULFT事業につきましては、保守やサービス販売などのストック性安定収益比率が高く、堅調に推移すると想定しておりますが、ITインフラ投資の延期や抑制等が発生する可能性があります。

また、当社は2020年9月に創業50周年を迎えます。これを機にコーポレートブランドの刷新を図り、次の50年の成長に向けた諸施策を講じてまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

Fintechプラットフォーム事業	クレジット業界向けにシステムの開発・運用を行っております。
流通ITサービス事業	流通・サービス業界向けにシステムの開発・運用及びデータ連携サービス等の提供を行っております。
H U L F T 事業	データ連携プラットフォーム「HULFT」等のパッケージソフトウェアの販売・保守及びシステムの開発等の提供を行っております。

(6) 主要な営業所等 (2020年3月31日現在)

① 当社

本	社	東	京	都	港	区
深	川	セ	ン	タ	一	東
西	日	本	事	業	所	大
中	部	事	業	所		愛
E	M	E	A	事	務	所
						グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 ロンドン

② 子会社

世存情報技術（上海）有限公司	本社	中華人民共和国	上海
H U L F T P t e . L t d .	本社	シンガポール	
H U L F T , I n c .	本社	アメリカ合衆国	カリフォルニア州

(7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
716名	57名減

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
661名	25名減	41.8歳	13.0年

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。

2. 従業員数には、当社から他社への出向21名を除いております。

3. 従業員数には、嘱託・契約社員を含めております。

4. 従業員数には、他社から当社への出向者を含めております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

金融機関からの借入金はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- | | |
|---------------|---------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 60,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 16,200,000株 (自己株式510株を含む) |
| ③ 株主数 | 3,484名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 ク レ デ ィ セ ゾ ン	7,588,000	46.84
イ ー シ ー エ ム エ ム エ フ	4,458,800	27.52
イ ー シ ー エ ム マ ス タ ー フ ア ン ド ン エ ス ビ ー ブ イ ワ	857,028	5.29
株 式 会 社 イ ン テ リ ジ ェ ン ト ウ ェ イ ブ	500,000	3.09
セ ゾ ン 情 報 シ ス テ ム ズ 社 員 持 株 会	335,360	2.07
大 日 本 印 刷 株 式 会 社	307,500	1.90
協 和 青 果 株 式 会 社	171,700	1.06
岡 三 オ ン ラ イ ン 証 券 株 式 会 社	106,200	0.66
富 士 通 株 式 会 社	80,000	0.49
吉 田 知 広	79,900	0.49

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (510株) を控除して計算しております。

2. エフィッシモ キャピタル マネージメント プライベート エルティエディーから、2020年3月19日付で提出された大量保有報告書 (変更報告書) において、2020年3月13日現在で5,345千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として2020年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書 (変更報告書) の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	保有割合 (%)
エフィッシモ キャピタル マネージメント プライ ベート エルティエディー	260 オーチャードロード#12-06 ザヒレーン シンガポール 238855	5,345,928	33.00

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	内 田 和 弘	
取 締 役	山 本 善 久	HULFT事業部長
取 締 役	大 沢 隆	Fintechプラットフォーム事業部長
取 締 役	藤 内 聖 文	コーポレートサービスセンター長
取 締 役	土 橋 眞 吾	コンプライアンス（兼）財務経理担当
取 締 役	鈴 木 孝 一	IPOC株式会社代表取締役社長
取 締 役	吉 田 雅 彦	株式会社P&Aアソシエーツ代表
取 締 役	屋 代 浩 子	フォルシア株式会社代表取締役社長（兼）最高経営責任者（CEO）
取 締 役	末 永 守	
常 勤 監 査 役	三 宅 信 一	
監 査 役	小 川 憲 久	紀尾井坂テームス総合法律事務所弁護士、山九株式会社監査役
監 査 役	小 林 隆 博	

- (注) 1. 取締役鈴木孝一氏、取締役吉田雅彦氏、取締役屋代浩子氏、取締役末永守氏はいずれも、社外取締役であります。
2. 監査役三宅信一氏、監査役小川憲久氏、監査役小林隆博氏はいずれも、社外監査役であります。
3. 監査役小川憲久氏は、弁護士及び一般財団法人ソフトウェア情報センター理事に従事しており、情報サービス産業に関する知的財産権について相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役のいずれも300万円または同法第425条第1項に規定される最低責任限度額のいずれか高い額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち 社 外 取 締 役)	10名 (5)	143百万円 (30)
監 査 役 (うち 社 外 監 査 役)	4 (4)	28 (28)
合 計	14	172

(注) 1. 当事業年度末現在の人員数は取締役 9 名、監査役 3 名であります。

上記には、2019年 6 月19日開催の第50期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した 2 名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬等の限度額は、2008年 6 月13日開催の第39期定時株主総会において年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬等の限度額は、2008年 6 月13日開催の第39期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。

ロ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役鈴木孝一氏は、IPOC株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社とIPOC株式会社との間に特別な関係はありません。
- ・取締役吉田雅彦氏は、株式会社P&Aアソシエイツの代表を兼務しております。なお、当社と株式会社P&Aアソシエイツとの間に特別な関係はありません。
- ・取締役屋代浩子氏は、フォルシア株式会社の代表取締役社長（兼）最高経営責任者（CEO）を兼務しております。なお、当社とフォルシア株式会社との間に特別な関係はありません。

- ・監査役小川憲久氏は、紀尾井坂テーマス綜合法律事務所の弁護士、山九株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社と紀尾井坂テーマス綜合法律事務所及び山九株式会社との間に特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 鈴木孝一	18回	100.0%	一回	－%
取締役 吉田雅彦	18	100.0	－	－
取締役 屋代浩子	18	100.0	－	－
取締役 末永守	15	100.0	－	－
監査役 三宅信一	18	100.0	13	100.0
監査役 小川憲久	18	100.0	13	100.0
監査役 小林隆博	17	94.4	12	92.3

（注）2019年6月19日開催の第50期定時株主総会において、末永守氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。就任日である2019年6月19日から2020年3月31日までの間における取締役会の開催回数は15回であります。

ハ．取締役会及び監査役会における発言状況

- ・取締役鈴木孝一氏、取締役吉田雅彦氏、取締役屋代浩子氏、取締役末永守氏、監査役三宅信一氏、監査役小川憲久氏、監査役小林隆博氏は取締役会において議案審議に必要な発言を適宜行っております。
- ・監査役三宅信一氏、監査役小川憲久氏、監査役小林隆博氏は監査役会において監査の方法その他監査役の職務の執行に関して必要な発言を適宜行っております。

⑤ 独立役員の開示について
独立役員の氏名等

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
取 締 役	鈴 木 孝 一	IPOC株式会社代表取締役社長
取 締 役	吉 田 雅 彦	株式会社P&Aアソシエーツ代表
取 締 役	屋 代 浩 子	フォルシア株式会社代表取締役社長（兼）最高 経営責任者（CEO）
取 締 役	末 永 守	—
監 査 役	三 宅 信 一	—
監 査 役	小 川 憲 久	紀尾井坂テーマス総合法律事務所弁護士、山九 株式会社監査役
監 査 役	小 林 隆 博	—

- (注) 1. 鈴木孝一氏、吉田雅彦氏、屋代浩子氏、末永守氏は社外取締役であります。
2. 三宅信一氏、小川憲久氏、小林隆博氏は社外監査役であります。
3. 鈴木孝一氏、吉田雅彦氏、屋代浩子氏、末永守氏、三宅信一氏、小川憲久氏、小林隆博氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	48百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務である収益認識に関する会計基準の適用による会計方針の検討に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑦ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の重要な子会社の計算書類監査の状況

該当事項はありません。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役会において決定した会社法第362条第4項第6号、第5項の定めに基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令（会社法施行規則第100条）で定める体制」すなわち内部統制システムの整備に関する基本方針の概要は①～⑪のとおりです。（最終改訂 2019年11月1日）

当社は、本基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、本基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備に努めてまいります。

① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、「職務権限規則」に基づき決裁された文書、各種契約書、その他職務の執行に係わる重要情報を文書化（電子文書を含む）し、「文書管理規程」の規定に基づき適切に保存・管理・廃棄を行っております。

② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、法務、経営、風評、財務、事業、品質、人、災害、システム等のリスクを総合的に管理するため、経営企画担当部門を主管とし、「リスク管理規程」を定め、これらリスクを特定・評価したうえで、必要な予防・軽減策を講じ、当社の企業価値の保全と業務の円滑な運営を図っています。

当社は、特定の顧客の動向、特定の商品への依存、事業部門において推進中の大規模・重要プロジェクト、事業収益上の課題等を事業リスクととらえ、取締役会や代表取締役による月次レビューにおいて業務執行状況を確認し、リスクマネジメント課題に対応しています。

また、情報システム障害、情報セキュリティ事故、開発プロジェクトリスク等を信用につながるリスクととらえ、「品質方針」「情報セキュリティ基本方針」「個人情報保護方針」を定め、これらの方針の下、品質向上担当部門は、規程、細則、ガイドライン等を整備し、各部門におけるマネジメントシステムの運営を統括しています。

開発プロジェクトリスクに関しては、品質向上担当部門を主管とし、顧客提案時及びプロジェクトの要所たるマイルストーンにおいて、技術力・プロジェクト管理能力に秀でた社員から構成されたプロジェクトの第三者レビュー制度を運用し、業務決裁等と連動させて、実効性あるプロジェクトリスクコントロールを行っています。

販売・製造・購買等の業務プロセスにおけるリスクに関しては、ビジネスサポート担当部門を主管とし、「営業管理規程」「購買管理規程」「業務プロセスマニュアル」等に基づき、各部門の業務プロセスを統制しています。

各部門が取引先と交わす契約リスクに関しては、コンプライアンス担当部門を主管とし、「契約管理規程」等に基づき、契約締結に至る折衝、締結書面等を統制しています。

事業リスク、信用リスク、コンプライアンスリスク、災害リスク等が現実化した場合、「危機管理規程」等に基づき、緊急事態に対応する体制を早期に構築し、被害最小化・拡大防止対策、二次被害防止対策、復旧対策の早期立上げ策等に当たる体制を整備します。

取締役は、万一、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、速やかに取締役会、監査役会に報告を行います。

③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月開催し、法令において定められた事項や当社または当社グループ全体に影響を及ぼす経営上の重要事項について、「取締役会規則」に基づき意思決定するとともに、その他重要事項や業務執行の状況について報告を受けております。

目標の明確な付与と進捗管理の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、当社グループの中期経営計画を取締役会にて決議し、中期経営計画から、全社、各部、各社毎にブレイクダウンした年度事業計画を策定し、代表取締役による月次レビューにより、事業計画の業績管理と各部の業務執行状況の確認を行っております。

当社は、「組織規則」、「職務権限規則」、「業務分掌規則」をはじめとした規則等により、業務分掌、職位・職務権限、決裁事項、決裁者・決裁権限を明らかにし、取締役の管掌または担当する部門の業務の効率的運営並びに責任体制を確立しています。また、経営会議を設置し、組織の横断的課題を合議し、各部門の業務執行を円滑化しています。

④ 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は、当社の「内部統制システムの基本方針」を決定し、実効性ある内部統制システムの構築と法令遵守体制を整備しています。

当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、行動

規範、並びに、コンプライアンスの基本方針・体制を定める「コンプライアンス規則」を制定しています。

コンプライアンスを統括する最高責任者を社長とし、社長はコンプライアンス業務推進の総指揮を執っています。また、コンプライアンス担当部門を設置し、同部門が全社的なコンプライアンスへの取組みを横断的に統括し、法令遵守教育の実施、法令遵守意識の醸成、守るべきルールの周知徹底を実施しています。

社内、社外にそれぞれ通報窓口を設けて、社内外からのコンプライアンスに係わる通報制度を確立しています。

監査役会、監査役及び内部監査担当部門等による監査体制を整え、内部統制システムの構築・運用状況を監視しています。重要な法律問題及びコンプライアンスに関する事項については、顧問弁護士と適宜協議し、助言を受けています。

当社は、市民生活に脅威を与え、健全な企業活動を阻む反社会的勢力とは一切関係を持たず不当な要求には応じない旨を、行動規範及び「コンプライアンス規則」の中で定め、さらに全社員を対象とするコンプライアンス研修を通じて、その周知徹底と浸透を図っています。反社会的勢力との取引を未然に防ぐため、警察等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集等に努め、新規取引先については事前に、継続取引先については定期的に、反社会的勢力か否かの調査を行っております。

財務報告の信頼性を確保するため、本社スタッフ部門長により構成される内部統制委員会を設置し、経営会議等の業務執行会議や内部統制整備・運用の評価結果等から検出された内部統制上の重要課題、及び、監査法人や監査役会、内部監査担当部門からの指摘事項等に対して、対策の検討・決定、代表取締役や取締役会への報告等を、一元的、網羅的に実施しています。

当社は、取締役会が一定の事項について経営判断を行うにあたり、当社や当社の株主共同の利益に適切な配慮がなされるよう確保し、より経営の透明性、公正性を確保していくことを目的として、取締役会の諮問機関として、当社の経営陣から独立した当社独立社外取締役、当社独立社外監査役又は独立した当社外の有識者により構成されるガバナンス委員会を設置しています。

当社の取締役、代表取締役及び監査役の選解任又は選定・解職、並びに当社の取締役及び代表取締役の報酬等の公正性、客観性及び透明性を確保し、向上することを目的として、代表取締役、及び社外取締役で構成される指名・報酬委員会を設置しています。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「子会社等管理規則」を定め、子会社の自律性を尊重しつつ、子会社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援、管理し、当社グループ全体の業務の適正を確保しています。経営企画担当部門長は、「子会社等管理規則」に従い、子会社より経営状況の報告を受けております。

当社は、子会社の役員、取締役、監査役等が、内部監査担当部門または監査役からの情報提供依頼に対し、迅速かつ円滑に情報提供することができる体制を整えております。

ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に則り、経営企画担当部門を主管に、子会社のリスクを特定・評価し、リスクの予防・軽減活動を講じ、子会社の企業価値の保全と業務の円滑な運営を図っております。

当社は、子会社における法務、経営、風評、財務、事業、品質、人、災害、システム等のリスクに関し、必要に応じ、当該子会社と事業上密接なかかわりを持つ事業部門・センター部門及び当該リスクに関する当社主管部門が子会社と連携し対応しております。

ハ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社における自律的な経営判断が行われるよう、「子会社等管理規則」に従い子会社の指導育成を図り、子会社の管理を行う経営企画担当部門が子会社の取締役会にオブザーバーとして出席し、当社代表取締役による子会社の業務執行状況に関する月次レビューを実施する等、子会社に対するガバナンスとモニタリング体制を確立しております。経営企画担当部門長は、子会社の重要事項の決定について事前協議を受けるものとし、必要のある場合は当社所定の決裁機関による承認を得るものとしております。

ニ. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社において「コンプライアンス規則」等を定め、それぞれの子会社の経営責任者を当該子会社のコンプライアンスを統括する最高責任者とし、また、それぞれの子会社においてコンプライアンスに関する主管部門を定め、当社

の経営企画担当部門及びコンプライアンス担当部門と連携してコンプライアンス体制を確立しています。また、当社の内部監査担当部門は、「内部監査規程」「子会社等管理規則」に基づき子会社の監査を実施し、その業務の適正を確保しています。

また、万一、法令等に違反またはそのおそれの高い事例を発見した場合の通報手段として、当社子会社の社員、取締役、監査役等も利用可能な内部通報制度を整備しています。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、内部監査担当部門から監査役の職務を補助すべき使用人を1名以上発令します。当該使用人は、内部監査業務と監査役補助業務を兼務しますが、監査役からの指揮命令権を優先します。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、あらかじめ監査役の同意を得てから実施します。

- ⑧ 次に掲げる体制その他当社の監査役への報告に関する体制

イ、当社の取締役及び会計参与並びに使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の監査役は、取締役会や代表取締役による各部・子会社の月次レビュー等の重要会議に出席し、業務執行を担当する取締役及び使用人から、経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、リスク及びリスク管理の状況、事故・トラブル・不正・苦情等を含むコンプライアンスの状況について報告を受け、関連資料を閲覧します。また、取締役の決裁状況も電磁的に閲覧します。

当社の取締役及び使用人は、当社及び当社グループ全体に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、あるいは取締役・使用人の職務遂行に関する不正行為、法令、定款に違反する重大な事実が発生する可能性、もしくは発生した場合はその事実について、監査役に対し速やかに報告します。

ロ．当社の子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社の監査役は、子会社の取締役会や当社代表取締役による子会社の月次レビュー等の重要会議に出席し、業務執行を担当する子会社の取締役及び使用人から、当該子会社の経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、リスク及びリスク管理の状況、事故・トラブル・不正・苦情等を含むコンプライアンスの状況について報告を受け、関連資料を閲覧します。また、子会社の取締役の決裁状況も電磁的に閲覧しております。

当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、あるいは当該子会社の取締役、監査役、または使用人の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性がある、もしくは発生した場合は、その事実について、当社の経営企画担当部門及びコンプライアンス担当部門に対しこれらを速やかに報告しております。また、内部通報制度の担当部署は、当社の監査役に対し、内部通報の状況について定期的に報告をしております。

- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として当社または子会社において不利な取り扱いを受けないことを確保するための制度を整備しております。

- ⑩ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役会または常勤監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。監査役会が独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、その費用を負担します。また、当社は監査役の職務の執行について生ずる費用を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、代表取締役、監査法人との意思疎通を図るため、それぞれ定期的に意見交換を行います。また、当社の監査役は、職務遂行に必要と判断したときは、いつでも取締役・使用人に報告を求めることができます。さらに、当社の監査役は、内部監査担当部門の実施する内部監査の報告を受け、連携します。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

当事業年度においては、取締役会を18回開催し、法令において定められた事項や当社または当社グループ全体に影響を及ぼす経営上の重要事項について、「取締役会規則」に基づき意思決定するとともに、その他重要事項や業務執行の状況について監視しております。また、取締役会議事録その他の重要な文書が適切に管理されていることを確認しております。

② 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

当事業年度においては、監査役会を13回開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等について定期的に意見交換を行っております。また、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、内部監査担当部門の実施する内部監査の報告を受け、経営状況・リスク管理状況等について確認しております。

③ 業務の適正を確保するための体制について

内部監査担当部門は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施し、代表取締役及び監査役へ監査結果の報告を行っております。

④ コンプライアンス体制について

コンプライアンス体制について、教育・研修は、全社員向けに年1度Webにて研修を実施、また、入社時都度のコンプライアンス研修を実施しています。

(5) 会社の支配に関する基本方針

一 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

したがって、当社取締役会は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定に重大な影響を与える者として不適切であると考えております。そこで、当社は、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定に重大な悪影響が生じることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したりすること、株主の皆様のために交渉を行うこと等が必要であると考えております。

二 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社グループが属する情報サービス業界は、「AI」、「IoT」、「ビッグデータ」、「ブロックチェーン」、「RPA (Robotic Process Automation)」、「クラウド」等が社会基盤として活用されはじめています。ITイノベーションによるDX（デジタルトランスフォーメーション）が進展しており、クラウドに代表されるサービス型ビジネスへの転換や企業のIT関連投資、情報セキュリティ対策等に対するニーズの増大から、業界全体は引き続き堅調に推移しました。それに伴いIT技術者の不足及び高コスト化等、重要な事業リソースに係る課題も顕在化しており、最新テクノロジーやITイノベーションを推進する技術者の育成及び確保が共通課題となっておりま

す。

このような経営環境のもと当社グループは、システム開発、データセンターを活用した情報処理サービス、「HULFT」製品群を中心としたパッケージ製品販売及びサポートサービス等、これまで提供してまいりました既存領域の徹底した生産性向上による収益性向上を図っております。同時に、パッケージ製品のサービスビジネス化や更なるグローバル展開、最新テクノロジー（「AI」、「IoT」、「ビッグデータ」、「ブロックチェーン」、「RPA」、「クラウド」等）の研究開発及び活用、更に全社的な技術戦略及び事業戦略を推進する人材の育成等を推し進め、企業価値を高めるべく経営に取り組んでおります。

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、2014年5月15日開催の取締役会において、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みとしての当社の大規模買付ルールを更新することを決議し、同年6月12日開催の当社第45期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきましたが（以下、更新前の大規模買付ルールを「旧ルール」といいます。）旧ルールの有効期間が満了したため、2017年6月22日開催の第48期定時株主総会における承認を得て当社の大規模買付ルール（以下、更新後の大規模買付ルールを「本ルール」といいます。）を更新いたしました。本ルールの概要は以下のとおりです。

当社の発行する株券等の買付行為を行おうとする者のうち、本ルールの対象となる者は、①当該買付者を含む株主グループの議決権割合を28%以上とすることを目的とする買付行為若しくはこれに類似する行為を行おうとする者、又は、②当該買付行為の結果、当該買付者を含む株主グループの議決権割合が28%以上となる買付行為若しくはこれに類似する行為を行おうとする者です。

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、本ルールに定められた手順を遵守することを約束する旨等を記載した意向表明書及び当社取締役会が大規模買付行為の内容を検討するために必要と考える情報（以下、「必要情報」といいます。）をご提出いただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間（30営業日を上限として延長することができます。）（以下、「分析検討期間」といいます。）、外部専門家の助言を受ける等しながら、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。当社取

締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。なお、当社取締役会は、一定の場合には、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関し、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認する場合があります。

大規模買付者は、当社取締役会が大規模買付行為に対する対抗措置の発動を行わない旨の決議を行い、又は当社株主総会において大規模買付行為に対する対抗措置の発動に係る議案が否決されるまでの間、大規模買付行為を開始することができないものとします。

大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、法令及び定款の下で可能な対抗措置のうちから、状況に応じ最も適切と判断したものを発動することがあります。他方、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合には、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置を発動する旨の決議を行いません。但し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置を取ることが相当であると認められる場合には、対抗措置を発動することがあります。具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合、割当期日における株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で新株予約権が割当てられ、当該新株予約権には、大規模買付者等所定の要件に該当する者（以下、「非適格者」といいます。）は原則として行使できないとする行使条件、及び、非適格者以外の新株予約権者から、当社普通株式1株と引換えに当社が新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付されることとなります。また、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、差別的行使条件及び差別的取得条項等を設けることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の取りまとめ等を行うに当たり、その判断の公正性を確保するために、業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会に対抗措置の発動の是非その他大規模買付行為の是非等に関する諮問を行います。

特別委員会は、当該諮問を受けた場合、当社取締役会に対し、大規模買付行為に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が必要と認める情報を提供するように要求することができます。特別委員会は、外部専門家の助言を受ける等しながら、必要情報及び当社取締役会から提供を受けた情報等の分析・検討等を行い、当社取締役会からの諮問に基づき、特別委員会としての意見を取りまとめ、当社取締役会に対し、対抗措置の発動の是非その他大規模買付行為の是非等に関する勧告を行います。特別委員会は、勧告に際して対抗措置の発動に関

して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとし、また、その理由を付して、大規模買付行為等に関する株主意思の確認を行うことを勧告することもできるものとします。

当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動や大規模買付行為等に関して決議を行います。また、当社取締役会は、①特別委員会が、対抗措置の発動に関して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付して勧告を行った場合、若しくは大規模買付行為に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は、②大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。

本ルールの有効期間は、2017年6月22日開催の当社第48期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本ルールを廃止する旨の決議がなされた場合には、本ルールはその時点で廃止されるものとします。

四 当社取締役会の判断及び理由

上記二記載の中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるために策定された取組みであり、まさに基本方針に沿うものです。また、本ルールは、当社株式の大規模買付行為が行われる際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みを設定するものであり、基本方針に沿うものです。

本ルールは、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足していること、2017年6月22日開催の当社第48期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされ、当該株主総会において株主の皆様に本ルールの更新についてお諮りすることを予定していること、対抗措置を発動する一定の場合には、株主意思を確認できるようにしていること等株主意思を重視するものであること、対抗措置の発動に際しては、経営陣から独立した特別委員会に対して、発動の是非等に関して諮問を行うこととされていること等により、その公正性・客観性が確保されているため、当社は、本ルールは、当社株主の共同の利益を損なう

ものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(ご参考)

本ルールは、2020年6月17日開催予定の当社第51期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了いたします。当社は、2020年5月13日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって本ルールを継続しないことを決議しております。

~~~~~  
※ 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                    |                   | 負 債 の 部                      |                   |
|----------------------------|-------------------|------------------------------|-------------------|
| 科 目                        | 金 額               | 科 目                          | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>             |                   | <b>流 動 負 債</b>               |                   |
| 現 金 及 び 預 金                | 9,060,951         | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金            | 770,950           |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金          | 2,897,646         | リ ー ス 債 務                    | 47,065            |
| 有 価 証 券                    | 500,000           | 設 備 関 係 未 払 金                | 134,230           |
| 商 品                        | 2,192             | 未 払 費 用                      | 551,872           |
| 仕 掛 品                      | 39,520            | 未 払 法 人 税 等                  | 345,756           |
| 貯 蔵 品                      | 1,476             | 前 受 金                        | 2,856,014         |
| そ の 他                      | 666,758           | 賞 与 引 当 金                    | 521,684           |
| 貸 倒 引 当 金                  | △148              | 事 業 整 理 損 失 引 当 金            | 438,926           |
| <b>流 動 資 産 合 計</b>         | <b>13,168,397</b> | そ の 他                        | 496,267           |
| <b>固 定 資 産</b>             |                   | <b>流 動 負 債 合 計</b>           | <b>6,162,768</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>         |                   | <b>固 定 負 債</b>               |                   |
| 建 物 及 び 構 築 物              | 604,811           | リ ー ス 債 務                    | 50,385            |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品          | 789,692           | 退 職 給 付 に 係 る 負 債            | 219,256           |
| リ ー ス 資 産                  | 96,036            | 資 産 除 去 債 務                  | 322,596           |
| <b>有 形 固 定 資 産 合 計</b>     | <b>1,490,540</b>  | <b>固 定 負 債 合 計</b>           | <b>592,238</b>    |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>         |                   | <b>負 債 合 計</b>               | <b>6,755,007</b>  |
| ソ フ ト ウ ェ ア                | 2,147,003         | <b>純 資 産 の 部</b>             |                   |
| の れ ん                      | 262,902           | <b>株 主 資 本</b>               | <b>12,933,553</b> |
| そ の 他                      | 2,493             | 資 本 金                        | 1,367,687         |
| <b>無 形 固 定 資 産 合 計</b>     | <b>2,412,399</b>  | 資 本 剰 余 金                    | 1,454,233         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>     |                   | 利 益 剰 余 金                    | 10,112,339        |
| 投 資 有 価 証 券                | 320,226           | 自 己 株 式                      | △707              |
| 敷 金                        | 581,752           | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>△110,952</b>   |
| 繰 延 税 金 資 産                | 1,491,476         | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金      | 13,016            |
| そ の 他                      | 118,160           | 為 替 換 算 調 整 勘 定              | △29,922           |
| 貸 倒 引 当 金                  | △5,345            | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額      | △94,046           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産 合 計</b> | <b>2,506,270</b>  | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>12,822,600</b> |
| <b>固 定 資 産 合 計</b>         | <b>6,409,210</b>  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>         | <b>19,577,608</b> |
| <b>資 産 合 計</b>             | <b>19,577,608</b> |                              |                   |

※ 単位未満の端数処理は、切り捨てて表示によっております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |            |
|-------------------------|-----------|------------|
| 売 上 高                   |           | 23,560,971 |
| 売 上 原 価                 |           | 14,265,676 |
| 売 上 総 利 益               |           | 9,295,294  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |           | 5,845,870  |
| 営 業 利 益                 |           | 3,449,424  |
| 営 業 外 収 益               |           |            |
| 受 取 利 息                 | 6,616     |            |
| 受 取 配 当 金               | 8,591     |            |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 益       | 32,181    |            |
| 補 助 金 収 入               | 3,134     |            |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益     | 1,797     |            |
| そ の 他                   | 4,768     | 57,089     |
| 営 業 外 費 用               |           |            |
| 支 払 利 息                 | 1,307     |            |
| 為 替 差 損                 | 16,676    |            |
| そ の 他                   | 146       | 18,130     |
| 経 常 利 益                 |           | 3,488,383  |
| 特 別 利 益                 |           |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 44,263    | 44,263     |
| 特 別 損 失                 |           |            |
| 固 定 資 産 処 分 損           | 9,611     |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損       | 20,250    |            |
| 事 業 整 理 損               | 2,070,526 | 2,100,387  |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益   |           | 1,432,259  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 446,149   |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △113,098  | 333,050    |
| 当 期 純 利 益               |           | 1,099,208  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |           | 1,099,208  |

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本      |           |            |      |            |
|-------------------------|-----------|-----------|------------|------|------------|
|                         | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自己株式 | 株主資本合計     |
| 当期首残高                   | 1,367,687 | 1,454,233 | 10,228,094 | △581 | 13,049,434 |
| 当期変動額                   |           |           |            |      |            |
| 剰余金の配当                  |           |           | △1,214,963 |      | △1,214,963 |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     |           |           | 1,099,208  |      | 1,099,208  |
| 自己株式の取得                 |           |           |            | △126 | △126       |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） |           |           |            |      |            |
| 当期変動額合計                 | —         | —         | △115,755   | △126 | △115,881   |
| 当期末残高                   | 1,367,687 | 1,454,233 | 10,112,339 | △707 | 12,933,553 |

|                         | その他の包括利益累計額      |              |                  |                   | 純資産合計      |
|-------------------------|------------------|--------------|------------------|-------------------|------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |            |
| 当期首残高                   | 51,695           | 5,087        | △21,971          | 34,811            | 13,084,245 |
| 当期変動額                   |                  |              |                  |                   |            |
| 剰余金の配当                  |                  |              |                  |                   | △1,214,963 |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     |                  |              |                  |                   | 1,099,208  |
| 自己株式の取得                 |                  |              |                  |                   | △126       |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） | △38,678          | △35,010      | △72,074          | △145,763          | △145,763   |
| 当期変動額合計                 | △38,678          | △35,010      | △72,074          | △145,763          | △261,645   |
| 当期末残高                   | 13,016           | △29,922      | △94,046          | △110,952          | 12,822,600 |

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                   | 負 債 の 部              |                   |
|--------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| 科 目                | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>     |                   | <b>流 動 負 債</b>       |                   |
| 現金及び預金             | 8,075,772         | 買掛金                  | 786,674           |
| 売掛金                | 2,904,671         | リース債務                | 47,065            |
| 有価証券               | 500,000           | 未払金                  | 181,957           |
| 商品                 | 2,192             | 設備未払金                | 135,685           |
| 仕掛品                | 37,789            | 未払費用                 | 524,805           |
| 貯蔵品                | 1,476             | 未払法人税等               | 347,530           |
| 前払費用               | 604,560           | 未払消費税等               | 225,873           |
| 未収入金               | 34,402            | 前受金                  | 2,840,297         |
| その他の金              | 1,509             | 預り金                  | 64,202            |
| 貸倒引当金              | △150              | 賞与引当金                | 517,688           |
| <b>流動資産合計</b>      | <b>12,162,225</b> | 事業整理損失引当金            | 438,926           |
| <b>固 定 資 産</b>     |                   | その他の金                | 20,288            |
| <b>有形固定資産</b>      |                   | <b>流動負債合計</b>        | <b>6,130,996</b>  |
| 建物                 | 603,578           | <b>固 定 負 債</b>       |                   |
| 工具、器具及び備品          | 783,573           | リース債務                | 50,385            |
| リース資産              | 96,036            | 退職給付引当金              | 125,210           |
| <b>有形固定資産合計</b>    | <b>1,483,187</b>  | 資産除去債務               | 322,596           |
| <b>無形固定資産</b>      |                   | <b>固定負債合計</b>        | <b>498,192</b>    |
| ソフトウェア             | 2,183,755         | <b>負 債 合 計</b>       | <b>6,629,188</b>  |
| のれん                | 262,902           | <b>純 資 産 の 部</b>     |                   |
| その他の金              | 2,493             | <b>株 主 資 本</b>       | <b>12,945,570</b> |
| <b>無形固定資産合計</b>    | <b>2,449,152</b>  | 資本金                  | 1,367,687         |
| <b>投資その他の資産</b>    |                   | 資本剰余金                | 1,462,360         |
| 投資有価証券             | 228,597           | 資本準備金                | 1,461,277         |
| 関係会社株式             | 1,561,449         | その他資本剰余金             | 1,082             |
| 長期前払費用             | 106,561           | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>10,116,230</b> |
| 敷金                 | 572,269           | 利益準備金                | 157,500           |
| 繰延税金資産             | 1,488,654         | その他利益剰余金             | 9,958,730         |
| その他の金              | 11,595            | 別途積立金                | 820,000           |
| 貸倒引当金              | △5,345            | 繰越利益剰余金              | 9,138,730         |
| 投資損失引当金            | △470,570          | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△707</b>       |
| <b>投資その他の資産合計</b>  | <b>3,493,210</b>  | 評価・換算差額等             | 13,016            |
| <b>固 定 資 産 合 計</b> | <b>7,425,551</b>  | その他有価証券評価差額金         | 13,016            |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>19,587,776</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>12,958,587</b> |
|                    |                   | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>19,587,776</b> |

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

# 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     |           | 金 額        |
|-------------------------|-----------|------------|
| 売 上 高                   |           | 23,502,253 |
| 売 上 原 価                 |           | 14,303,855 |
| 売 上 総 利 益               |           | 9,198,397  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |           | 5,184,586  |
| 営 業 利 益                 |           | 4,013,811  |
| 営 業 外 収 益               |           |            |
| 受 取 利 息                 | 2,664     |            |
| 受 取 配 当 金               | 8,591     |            |
| 受 取 手 数 料               | 240       |            |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 益       | 32,181    |            |
| そ の 他                   | 2,760     | 46,437     |
| 営 業 外 費 用               |           |            |
| 支 払 利 息                 | 1,307     |            |
| 為 替 差 損                 | 16,773    |            |
| そ の 他                   | 3         | 18,084     |
| 経 常 利 益                 |           | 4,042,164  |
| 特 別 利 益                 |           |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 44,263    | 44,263     |
| 特 別 損 失                 |           |            |
| 固 定 資 産 処 分 損           | 9,170     |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損       | 20,250    |            |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 135,492   |            |
| 投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額     | 470,570   |            |
| 事 業 整 理 損               | 2,070,526 |            |
| 抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損       | 273,433   | 2,979,444  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |           | 1,106,984  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 445,796   |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △111,358  | 334,437    |
| 当 期 純 利 益               |           | 772,546    |

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

# 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株主資本      |           |          |           |         |          |            |            |      |            |
|---------------------|-----------|-----------|----------|-----------|---------|----------|------------|------------|------|------------|
|                     | 資本金       | 資本剰余金     |          |           | 利益剰余金   |          |            |            | 自己株式 | 株主資本合計     |
|                     |           | 資本準備金     | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計   | 利益準備金   | その他利益剰余金 |            | 利益剰余金合計    |      |            |
|                     |           |           |          |           |         | 別途積立金    | 繰越利益剰余金    |            |      |            |
| 当期首残高               | 1,367,687 | 1,461,277 | 1,082    | 1,462,360 | 157,500 | 820,000  | 9,581,147  | 10,558,647 | △581 | 13,388,114 |
| 当期変動額               |           |           |          |           |         |          |            |            |      |            |
| 剰余金の配当              |           |           |          |           |         |          | △1,214,963 | △1,214,963 |      | △1,214,963 |
| 当期純利益               |           |           |          |           |         |          | 772,546    | 772,546    |      | 772,546    |
| 自己株式の取得             |           |           |          |           |         |          |            |            | △126 | △126       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |           |           |          |           |         |          |            |            |      |            |
| 当期変動額合計             | －         | －         | －        | －         | －       | －        | △442,417   | △442,417   | △126 | △442,543   |
| 当期末残高               | 1,367,687 | 1,461,277 | 1,082    | 1,462,360 | 157,500 | 820,000  | 9,138,730  | 10,116,230 | △707 | 12,945,570 |

|                         | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計      |
|-------------------------|------------------|----------------|------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 当期首残高                   | 51,695           | 51,695         | 13,439,809 |
| 当期変動額                   |                  |                |            |
| 剰余金の配当                  |                  |                | △1,214,963 |
| 当期純利益                   |                  |                | 772,546    |
| 自己株式の取得                 |                  |                | △126       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △38,678          | △38,678        | △38,678    |
| 当期変動額合計                 | △38,678          | △38,678        | △481,222   |
| 当期末残高                   | 13,016           | 13,016         | 12,958,587 |

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社 セゾン情報システムズ

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

|                    |       |   |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 石 | 川 | 喜 | 裕 | ⑩ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 川 | 口 | 泰 | 広 | ⑩ |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セゾン情報システムズの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セゾン情報システムズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社 セゾン情報システムズ

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

|                    |       |   |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 石 | 川 | 喜 | 裕 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 川 | 口 | 泰 | 広 | Ⓔ |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セゾン情報システムズの2019年4月1日から2020年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。なお、財務報告に係る内部統制については取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

株式会社 セゾン情報システムズ 監査役会

常勤監査役 三宅 信 一 ⑩

監査役 小川 憲 久 ⑩

監査役 小林 隆 博 ⑩

(注) 監査役三宅信一、監査役小川憲久及び監査役小林隆博は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.